

雇用関係助成金のお知らせ

～9月号は2つのテーマについてご紹介します～

ご案内 ① シニア世代を採用することで活用できる助成金

ハローワーク米沢を利用している求職者は令和7年7月末現在、なんと**35%が60歳以上**です。全国的に見ても働くシニア世代（60歳以上）は、平成25年で**271万人**だったのが令和5年で**456万人**と10年の間で約**1.6倍**に急増し、令和7年は更に増加傾向にあります（厚生労働省「高齢者雇用状況等報告」より）。一方で人手不足や労働力不足が深刻な課題となっております。そこで「**特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）**」の活用を前提とし、人材確保・労働力不足の解消に向け、シニア世代の雇い入れを検討してみませんか。支給額や主な支給要件、手続きの流れについて紹介いたします。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）とは

高齢者（60歳以上）、身体・知的・精神障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の職業紹介により、**継続して雇用する労働者として雇い入れる**事業主に対して助成金を支給する制度です。



9月号では対象労働者「**高齢者（60歳以上）**」に絞って説明いたします

1、助成額

所定労働時間	助成額合計	支払い方法
週30時間以上	60万円 （50万円）	30万円 （25万円）×2期
週20時間以上30時間未満	40万円 （30万円）	20万円 （15万円）×2期

※ 金額の（ ）内の額は大企業に対する助成額です

※ 1期は半年となっており採用から半年後（1期）、1年後（2期）に支給申請となります

2、助成対象となる雇用形態

正規雇用もしくは**無期雇用**として採用する方が対象となりますが、**有期雇用**の場合は「**対象労働者が希望すれば更新できる契約**」＝「**自動更新**」であることが必要です。**雇い入れ時点で継続雇用※が確実**と認められる場合に助成対象となります。

※継続雇用…上記の雇用形態で65歳以上まで継続雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること

3、主な支給要件

- 雇用保険の**被保険者**として雇い入れること
- ハローワーク等の紹介**で雇い入れること（紹介前に選考開始は非該当となる）
- 採用日**前後6ヶ月間**に**解雇等**での退職者を出していないこと
- 支給対象期の末日の翌日から「**2ヶ月以内**」に支給申請を行うこと

※ その他支給要件についても確認が必要です

4、支給申請手続きの流れ	
①ハローワーク等からの紹介	まずは 求人 の提出を！
②対象者の雇い入れ	採否通知 をハローワークまで！
③雇い入れ後5ヶ月頃、第1期支給申請の案内送付	第1期の申請を案内します！
④雇い入れ6ヶ月経過後、助成金の第1期支給申請	申請期限厳守で！
⑤雇い入れ12ヶ月経過後、第2期の支給申請	第2期の申請もお忘れなく！

ご案内 ② ハローワーク米沢における助成金の活用状況

助成金の活用を検討する際、数多くの種類の助成金があり、さらにコースやメニューで細分化されているため、どの助成金を活用できるか悩んだことはないでしょうか。助成金の活用を検討する際の参考となるよう、令和6年度に活用いただいた助成金をランキングで紹介いたします。ランキングの項目は**年間の活用件数合計**、**支給金額合計**、**1件あたりの単価（支給額）**に分けております。令和6年度（R6.4.1～R7.3.31）ハローワーク米沢における支給決定の状況を参照したランキングです。※具体的な件数や金額は公表しておりません

ランキング	活用件数合計	支給金額合計	1件あたり支給金額
第1位	人材開発支援助成金	特定求職者雇用開発助成金	キャリアアップ助成金
第2位	特定求職者雇用開発助成金	雇用調整助成金	雇用調整助成金
第3位	雇用調整助成金	人材開発支援助成金	特定求職者雇用開発助成金
第4位	キャリアアップ助成金	キャリアアップ助成金	トライアル雇用助成金
第5位	トライアル雇用助成金	トライアル雇用助成金	人材開発支援助成金

【助成金の中で多く活用されているコース・特徴】

人材開発支援助成金	活用件数は「建設労働者技能実習コース」が半数以上、残りの大半は「人材育成支援コース」が占めています。1件ごとの支給額は高くありませんが、活用できる機会（10時間以上のOFF-JTなど）が多い助成金です。
特定求職者雇用開発助成金	数ある助成金の中で最もポピュラーな助成金であり、その大半がシニア世代の採用による「特定就職困難者コース」の活用となっております。
雇用調整助成金	雇用維持を図るため休業等を行った場合に活用できる助成金です。訓練や出向でも申請できますが、ほとんどが休業での申請となっております。
キャリアアップ助成金	1件あたりの支給額トップはキャリアアップ助成金です。その中でも、有期雇用労働者等を正規雇用に変換する「正社員化コース」の活用が大半です。最近では社会保険適用拡大や最低賃金の大幅上昇ということもあり「賃金規定等改定コース」や「社会保険適用時処遇改善コース」の活用も増えてきております。各コースの取り組み実施前に「キャリアアップ計画」の提出が必須であり、就業規則等を確認・整備することが特に重要となります。
トライアル雇用助成金	トライアル雇用求人を提出することが大前提の助成金です。活用件数・支給金額は低くなっておりますが、例年一定数の活用がある助成金です。

令和7年9月22日 ハローワーク米沢発行
 米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中
 **メール配信登録も好評受付中**
 担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155
 〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
 お気軽にお問い合わせください